

最終変更日

2022.08.26

定 款

株式会社マナビインテリアハーツ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 マナビインテリアハーツと称し、英文では、MANABE INTERIOR HEARTS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 家具製造、販売および輸出入
- (2) インテリア製品の販売、取付工事一式および輸出入
- (3) 生活用品、家庭電気製品の販売および輸出入
- (4) 家具の原材料、部品の輸入および販売
- (5) 家具およびインテリア製品製造の技術指導
- (6) インターネット、その他通信を利用した通信販売業
- (7) 広告企画、販売促進ツールの制作および販売
- (8) 介護ベッド、介護機器および介護用品の製造、販売及び賃借ならびにこれらの据付工事請負、補修に関する業務
- (9) 飲食店の経営
- (10) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を高知市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3千200万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提

出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の監査等委員でない取締役は、7名以内、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議については、累積投票によらない。
- 5 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 6 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定す

る。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当

する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役または会計監査人との間に、会社法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

(選任および解任の方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任および解任を行う。

2 会計監査人の選任および解任の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

3 監査等委員会は、会計監査人が法令で定める事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任することができる。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

上記は、株式会社マナビインテリアハーツの現行定款に相違ありません。

令和 4 年 8 月 26 日

高知県高知市針木東町 2 4 番 1 0 号
株式会社マナビインテリアハーツ
代表取締役 真鍋 守利